

中国製造物責任の研究（二）

洪
庚
明

目 次

序論

第一章 中国における製造物責任法の生成及び展開

第1節 製造物責任に関する立法の変遷及びその背景

第2節 「中華人民共和国産品質量法」の特徴

第3節 中国の製造物責任法及び関連法制度の全貌（以上、一八〇号）

第4節 中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響

第二章 中国における製造物責任の法的性質

第1節 製造物責任の法的性質の研究

第2節 製造物責任の契約責任構成

第3節 製造物責任の不法行為責任構成（以上本号）

第4節 製造物責任における請求権競合

第三章 製造物、欠陥及び証明責任

第1節 製造物の定義及び範囲

第2節 欠陥の定義及び判断基準

第3節 責任要件と証明責任

第四章 損害賠償

第1節 人身損害の賠償

第2節 財産損害の賠償

第3節 製造物責任保険及びその他の被害救済制度

第五章 製造物責任訴訟

第1節 責任主体

第2節 免責事由と抗弁

第3節 責任期間と消滅時効

第4節 製造物責任における紛争処理

結語

第四節 中国製造物責任法の形成における諸外国の立法及び学説の影響

中国の製造物責任法理の形成及び発展は、中国独自の法伝統、経済事情及び法律制度の特異性等の制約から、欧米諸国及び日本の制度と違う様相を呈している。しかし、そもそも中国の製造物責任法誕生のきっかけは輸出製品の欠陥事故であつて、その発展の過程においても、諸外国の製造物責任法及び学説の影響を多く受けている。一九八五年に初めて製造者・販売者の製造物責任を設けた「民法通則」一二二条は、「我が国の社会経済の実情に基づいて、アメリカ及び「E.C指令」などの外国立法化経験を参考にして」定められたといわれており、「産品質量法」の立法過程においても、アメリカの「統一製造物責任モデル法」及び「E.C指令」など外国の製造物責任法案が参考にされたことは、立法関係者の説明によって明らかにされている。⁽²⁾

一 アメリカの判例及び学説の影響

アメリカの製造物責任判例及び学説は一九七〇年代末期に初めて中国に紹介され、当時の中国において啓蒙的な役割を發揮した。しかし、中国の経済事情はアメリカの実情とは大きくかけ離れている上、両国の法伝統や司法制度も根本から異なっているため、アメリカの制度をモデルにして中国の製造物責任法を作ろうと主張する学者はいなかった。当時、アメリカ製造物責任法に関する紹介は、対米輸出貿易における製造物責任訴訟を防止するための対策として行われたもので、アメリカ法を中国へ導入するための研究ではなかった。⁽³⁾

一九八五年に、「民法通則」が成立した後、中国の製造物責任研究は徐々に軌道に乗り始めた。製造物責任法理

が最も発達しているアメリカの判例学説は注目を浴び、欠陥の定義や判断基準、欠陥の分類、免責事由などアメリカ製造物責任法に対する紹介は中国の製造物責任研究の出発点となった。しかし、アメリカにおける製造物責任訴訟の多発や賠償額の高額化などによる製造物責任危機に対する警戒感が根強い⁽⁴⁾ため、学者たちはアメリカの製造物責任法の改革に注目し、アメリカ製造物責任制度の現状に対して批判的な態度を見せている。

「産品質量法」において、アメリカ「統一製造物責任モデル法」の影響を受けたと思われる条文は多く存在している。

まず、販売者の責任について、「産品質量法」三〇条は「民法通則」一二二条の規定を覆して、過失責任を採用したのは、「統一製造物責任モデル法」一〇五条における販売者の過失責任規定の影響を受けた結果と考えられる。

次に、行政的強制規準の扱いについて、「統一製造物責任モデル法」一〇八条は、製品が強制的な行政規準に適合した場合、欠陥不存在の推定を認めたのに対し、「産品質量法」三四条は、強制規準への適合を欠陥の判断基準の一部と定めており、両者の類似性が示されている。

さらに、製造物責任における明示の担保責任規定の扱いについても、アメリカ法の影響が見られる。「産品質量法」三三条は製造者の責任期間を十年間と定める一方、「明示された安全使用期間を経過していない場合はその限りでない」と明示の担保の効力を認めた。この規定はアメリカ「統一製造物責任モデル法」一一〇条Bの規定とまったく同様である。⁽⁵⁾

そのほかに、アメリカ証拠法上の事実推定則 (res ipsa loquitur) も中国で紹介され、証明責任に対する研究が不足している中国の判例学説に大きな影響を与えた。製造物責任訴訟における欠陥及び因果関係の証明について、立法関係者も事実推定則の適用を認めている。⁽⁶⁾

このように、中国の製造物責任法の理論及び判例実務において、アメリカの製造物責任法理及び判例が大きな影響を及ぼしたことは明らかである。

二 「EC指令」の影響

中国における製造物責任立法化の議論が本格的に始まった一九八五年頃に、ヨーロッパでは、EC各国の製造物責任法を統一するための「EC指令」がすでに成立していた。加盟各国の意見の妥協から生まれた「EC指令」は厳格責任を採用したものの、製造者と消費者との利益のバランスにも配慮をしていた。そのため、アメリカのような製造物責任訴訟の多発を警戒し、経済の健全な発展と穏健な消費者保護の方策を模索している中国の学者は、「EC指令」に対して強い関心を示した。後に「産品質量法」の立法過程にも加わった民法学者の梁慧星教授が一九九〇年に発表した論文の中で、中国の製造物責任法の立法化構想として、製品の範囲、欠陥の定義、責任主体、抗弁事由または出訴期間などすべての内容について、「EC指令」の導入を訴えた。⁽⁷⁾

「産品質量法」における製造者の厳格責任規定を見ると、「EC指令」の影響は明らかである。

まず、厳格責任の適用対象である製品について、「産品質量法」二条は「加工または製作され、販売に用いられる産品」と定義し、不動産である「建築工程」を排除した。この定義について、立法関係者は「EC指令」二条に基づいて「第一次農産品、牧畜製品及び漁業製品を除く」と解釈している。⁽⁸⁾

次に、販売者に厳格責任を適用する条件について、「産品質量法」三〇条二項は「販売者が欠陥製品の製造者または供給者を特定できない場合」と定めたのも「EC指令」三条三項を踏襲した結果である。

さらに、製造者の免責事由について、「産品質量法」二一九条は「製品を流通に置いたのではないこと、製品が流通に置かれた時点において損害を引き起した欠陥が存在していなかったこと、又は、製品が流通に置かれた時点の科学技術水準によっては欠陥を明らかにすることをできなかったこと」の三つしか認めていないが、産品質量法の草案には、製品の欠陥が国家の法律または法規の強制的な要求に合致させるために生じた場合の免責及び、製品の欠陥が完成品の設計その他完成品製造者に帰責すべき事由によって生じた場合における部品の製造者の免責規定も設けられていた。また、「EC指令」七条c号の「営利目的の不存在による免責事由」についても、「産品質量法」二条の製品定義規定に「販売目的」が盛り込まれており、責任の積極的な要件とされている。

そのほかに、「産品質量法草案」には、「被害者は欠陥、損害及び欠陥と損害との間の因果関係について立証責任を負わなければならない」と「EC指令」四条を踏襲する規定もあったが、立法の審議段階で、消費者の立証困難を軽減すべきであるとの意見が強かったため、この規定は削除された。⁴⁰⁾

中国「産品質量法」の起草過程において、「EC指令」の影響が多く見られたのは、指令の参加国が多いことと、消費者保護と産業保護とのバランスがうまく取れている点が評価されたと考えられる。

三 日本の製造物責任法に関する学説及び制度の影響

日本における製造物責任研究の歴史は中国よりずっと長く、研究のレベルも中国より遥かに高い。また、日本と中国とは地理的、文化的に近い関係にある上に、経済に対する行政規制が多い点においても共通している。さらに、日中両国はとも大陸法系に属しており、中国の民法研究における日本の学説の影響はかなり大きい。そのため、中

国の学者及び立法者にとって、日本の製造物責任法をめぐる判例学説は大いに参考価値があると期待されていた。しかし、日本では製造物責任法の立法化は長い間に停滞し、「製造物責任法」の成立は中国の「産品質量法」よりも一年間遅れたため、アメリカ法又は「EC指令」に比べ、日本の製造物責任法に関する学説、判例及び立法提案が中国の製造物責任法の発展に与えた影響は極めて限定されている。

日本では、一九六〇年代から始まった製造物責任法立法化の動きは、一九七五年の「製造物責任要綱試案」の公表をもって、一つの到達点を示したが、その後の長い期間で立法化の動きは鎮静化した。しかし、スモン症やカネミ油症など大規模の製品事故をきっかけに、日本の学者は民法七〇九条の不法行為責任、七一七条の土地工作物責任及び四一五条の債務不履行責任などをめぐって解釈論を展開した結果、製造物の欠陥による被害の救済はかなり容易になった。また、制度面において、「食品衛生法」、「薬事法」、「消費生活用製品安全法」、「電気用品取締法」、「ガス事業法」、「道路運送車両法」などによって製品の安全性が強化される一方、自動車損害賠償保障制度や医薬品副作用被害救済基金、SGマーク賠償制度、労災保険制度などの活用によって、製品事故被害者の救済が図られてきた。

日本のこうした動きに対して、中国の学者は、厳格責任を採用した「製造物責任要綱試案」を高く評価しているが、過失責任を堅持している日本の製造物責任判例に対して、批判的な態度を取ってきた。¹⁴¹しかし、日本の製品安全制度や各種の救済制度の健全化による欠陥製品被害の予防効果及び消費者被害の救済について、中国の学者は高く評価しており、中国の産品質量法制度における日本の総合的な製品安全対策の導入を提言している。¹⁴²

日本の製造物責任立法化は、中国の「産品質量法」より遅れたため、中国の「産品質量法」の立法過程において、日本法の直接的な影響は見られないが、中国では製造物責任法に対する理論研究が不足しているため、製造物責任制

度の今後の発展及び判例実務において、アメリカやヨーロッパの判例学説とともに、日本の製造物責任法に関する判例学説の影響を否定することはできない。また、中国における日本の民法学説の影響は非常に大きいため、製造物責任における損害賠償の範囲や因果関係、過失相殺などの面においても、日本法の影響は無視できない。

このように、中国「産品質量法」の立法過程において、諸外国の立法及び学説の影響は多く見られたが、経済、社会及び法伝統が異なる中国において、外国の立法例を参考にして設けられた製造物責任規定に変化が起きている。その変化の原因及び方向性について検討することも本論文の重要な課題である。

注

- (1) 梁慧星「論産品製造者、銷售者の嚴格責任」『法学研究』一九八五年二号六〇頁。
- (2) 国家技術監督局局長徐鵬航「中華人民共和国産品質量法（草案）」に関する説明を参照。資料は李培伝「中華人民共和国産品質量法条文釈義」（北京燕山出版社、一九九三）一六二頁による。
- (3) 例えば、周漢民ほかの論文「美国嚴格産品責任制的發展和趨勢」は、アメリカの製造物責任の判例及び学説を分析した後、その研究の中国における意義について、重要な輸出先であるアメリカの法制度に対する研究は、中国の輸出製品の品質向上及び訴訟対策にとって必要であると強調している。『法学研究』一九八四年六号七六頁。
- (4) 王淑煥「産品責任法教程」（中国政法大学出版社、一九九三）九頁、黄列「美国嚴格産品責任的形成及現状」『法学研究』一九九一年六号七七頁。
- (5) アメリカ「統一製造物責任モデル法」一一〇条Bに基づいて、製品が引き渡されてから十年後に損害が生じた場合、その損害は製品の安全使用期間満了後に生じたものと推定される。但し、製品の販売者が、十年以上の安全使用期について明示保証

したときは責任期間が延長される。

- (6) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編「產品質量法実用指南」（中国民主法制出版社、一九九四）五九頁。
- (7) 梁慧星・前掲注(1)法学研究六六頁～六八頁。
- (8) 李培伝・前掲注(2)產品質量法釈義八頁。
- (9) 產品質量法審議改正の状況について、全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(6)実用指南一〇五頁を参照。
- (10) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(6)実用指南一〇六頁。
- (11) 梁慧星・前掲注(1)法学研究六三頁、全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編・前掲注(6)実用指南四六四頁。
- (12) 史樹林「企業製造物責任指南」（人民法院出版社、一九九四）二六〇頁。

第二章 中国における製造物責任の法的性質

第一節 製造物責任の法的性質

一 諸外国における「製造物責任」の性質

厳格責任を特徴とする現代製造物責任法の目的は、大量生産・大量消費の経済構造によって生じた欠陥製品被害を公平に分配し、被害を受けた消費者を救済することにある。欠陥製品を作り出すことによって利益を得ている製造者に損害を負担させることは公平な理念に合致するだけではなく、製造者が製品の価格を通じて損害を社会に分散できるため、経済的な合理性もある。しかし、被害を受けた消費者は製造者と直接的な契約関係がなく、伝統的な契約責任は使えないため、現代製造物責任法の根拠法理として、不法行為責任が一般的に適用されている。また、現代社会に多発する欠陥製品による被害事故においては、生産の工業化及び技術の複雑化によって、被害原因の究明は困難な場合が多いため、被害者が製造者の過失について立証責任を負う一般不法行為責任は消費者保護にとって無力である。そこで、伝統的な不法行為責任における被害者の過失の証明責任負担を取り除いたのが現代製造物責任における厳格責任である。

⁽¹⁾ アメリカ製造物責任法の発展初期には、契約関係の要件が撤廃された過失責任及び保証責任法理が運用されていたが、一九六三年の *Greenman v. Yuba Power Products* 事件で不法行為法上の厳格責任が認められてから、不法行為法上の厳格責任は、製造物責任の中心的な法理として広く適用されるようになった。一九六五年にアメリカ法律協

会が編纂した第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条は「不相当に危険な欠陥製品を販売する」売主の特別責任として、「売主があらゆる注意を尽くしても、また売主は被害者といかなる契約関係がなくても」「製品の利用者または消費者に対して厳格責任を負うことを認めた。EC域内の消費者保護法制度を統一するために作られた「E C指令」は、販売者の契約責任や一般不法行為法に基づく過失責任など各国の国内法上の責任法理を否定しないものの、製造者の厳格責任を明確に定めている。⁽²⁾

日本では、製造物責任の構成をめぐって、保証責任や瑕疵担保責任及び「契約の連鎖」などに基づく契約責任的構成と、土地工作物責任の拡大解釈や七〇九条における過失の操作によって、実質上の無過失責任構成などの諸説が論じられてきたが（詳細は第二節の一で検討する）、従来の判例実務では、製造物責任が認められた根拠法条の八割は七〇九条の一般不法行為責任であり、債務不履行責任や土地工作物責任などはわずかしかなかった。⁽³⁾「製造物責任法」は、製品製造者の賠償責任について不法行為法上の厳格責任を明確に定め、契約責任または民法七〇九条による一般不法行為責任の構成を事実上排除した。⁽⁴⁾

二 中国における「産品責任」の性質

1 「産品責任」概念の多義性

製造物責任 (Products liability) の中国語訳は「産品責任」であり、この用語は一九八〇年代の初期、アメリカの製造物責任法が中国に紹介されたときに作られたもので、現在でも使われている。一九八六年に成立した「民法通則」一二二条は不法行為責任の一種として産品責任を設けたが、製造物責任に対する理論研究が不足していたため、

「産品責任」の意味について、学者の意見が分かれている。

一部の学者は、産品責任を製品に瑕疵または欠陥が存在する場合に、製造者・販売者が負担する民事責任、行政責任及び刑事責任の総称と考えている。⁽⁵⁾これに対し、一部の学者は産品責任の損害賠償責任の性質を重視し、それを契約責任と不法行為責任を含む民事責任に限定して解釈している。⁽⁶⁾また、第三の意見は、産品責任を欠陥製品の製造者・販売者が被害者に対して負担する不法行為責任に制限している。⁽⁷⁾多くの民法学者はこの第三の意見を支持しているが、立法及び判例では、契約責任と不法行為責任との混合責任説がなお有力である。また、社会の一般人には、民事責任、行政責任及び刑事責任の総合責任説がもっとも広く受け入れられている。

中国で、「産品責任」の概念については誤解が多いのは、幾つかの原因が考えられる。まず、中国における消費者被害の多くは、偽商品・粗悪製品によるものであるため、消費者を保護するには、民事責任だけでは不十分で、行政責任及び刑事責任も常に適用される。「産品責任」はこれらの責任の総称と誤解されやすいのである。

次に、中国の民事責任制度が発達しておらず、瑕疵担保責任と契約責任、契約責任と不法行為責任との関係に対する研究も不足しているために、製造者の厳格責任と販売者の瑕疵担保責任などの民事責任、行政責任及び刑事責任のすべてを設けた「産品質量法」の立法体系こそが、「産品責任」の性質に対する誤解を招いた最大の原因である。

2 産品質量法における産品責任の多重性

「産品質量法」起草の際、その内容及び名称をめぐる意見の対立があった。民法学者は「民法通則」一一二二条の不足を補うために、欠陥製品による被害に対する製造者らの不法行為法上の厳格責任を定める「産品責任法」を

望んでいたが、政府の品質管理官庁から製品品質に対する管理制度と欠陥製品による損害賠償制度とを一つにまとめる要望が強かった。⁽⁹⁾ また、審議日程という手続上の理由もあったため、品質管理制度と民事責任制度との両方を盛り込んだ「産品質量法」が成立したのである。民法学者もこの法律の中で民事責任部分の規定が充実され、一定の独立性が保たれたことを評価している。⁽¹⁰⁾

「産品質量法」の三条は「製造者・販売者は、この法律の定めに基づき、産品質量責任を負う」と定め、「産品責任」の代わりに「産品質量責任」という概念を使っているが、その「産品質量責任」について、定義規定を設けていない。立法関係者は、この「産品質量責任」を民事責任、行政責任及び刑事責任の混合と解釈している。⁽¹¹⁾

実際、「産品質量法」において、製造者及び販売者の「産品質量責任」に関する規定は主に「損害賠償」と題される第四章の民事賠償責任及び「罰則」と題される行政法上の罰則規定であり、刑事責任に関する直接規定は存在しない。製造者・販売者の民事責任は第四章の「損害賠償」にまとめられており、その内容は販売者の瑕疵担保責任及び保証責任に関する規定と、「製品に欠陥が存在することにより人身又は欠陥製品以外の財産損害が生じた場合」の製造者・販売者の不法行為責任規定によって構成されている。また、「産品質量法」には、製造者の厳格責任のほかに販売者の過失責任も含まれている。

このように、「産品質量法」においては、諸外国で共通する製造者の厳格責任は、「産品質量責任」の中の民事責任の一部である不法行為責任のさらに一部分を占めるに過ぎない。

3 私見

筆者は、「産品質量責任」という曖昧な用語を法学研究の領域から排除し、製造物責任に相当する「産品責任」

について、欠陥製品の製造者・販売者の不法行為責任と明確に定義すべきであると考える。

「産品質量責任」という用語は、民事責任、行政責任または刑事責任を包括する概念として、中国当局の粗悪製品取締り及び品質向上政策の宣伝展開には意義があるものの、民事責任、行政責任及び刑事責任の適用はそれぞれの手続法に従って行わなければならない。このような包括的な概念は必ずしも必要ではない。また、各国において、中国の「産品質量責任」のような包括的な概念がなくても、欠陥製品の製造者に対して、民事賠償責任のほかに、行政法上の責任または刑事責任の適用も可能とされている。「産品質量責任」という曖昧な概念は、現実問題の解決にとっても、法学の研究にとっても全く価値がなく、かえって理論的な混乱を起しやす。中国の製造物責任法を發展させるために、「産品質量責任」を排除し、製造物責任に相当する「産品責任」の概念を明確にしておかなければならない。もともと、中国の「産品責任」の意味については、「産品質量法」に基づいて、製造者の不法行為法上の厳格責任と、販売者の過失責任及び連帯責任も含まれるべきであろう。

第二節 製造物責任の契約責任構成

一 製造物責任の契約法上の基礎

契約責任法理は製造物責任法の初期段階において、大きな役割を果たした。アメリカでは、製造物責任の根拠法理とされている過失責任、保証責任及び厳格責任の内、厳格責任を除き、すべて契約責任から發展してきたのである。過失責任については、一九一六年の *Mac Pherson v. Buick Motor* 事件で契約関係が撤廃されるまでに、欠陥製

品の被害者が直接的な契約関係のない製造者に対して損害賠償を請求することは認められなかった。アメリカの製造物責任法が過失責任から厳格責任へ転換したことに大きく貢献した保証責任の基礎も契約責任にある。アメリカ統一商法典（UCC）において、売主の保証責任は明示保証と黙示保証とに分けられ、明示保証は、売主が約束や確言または商品の説明及び見本に基づいて課せられる商品の品質に対する保証責任とされており、¹⁰³ 黙示保証は、商品が通常の目的に適合する「商品性」及び、特定の用途への適合性に関する売主の保証責任とされている。¹⁰⁴ 当事者間の直接契約関係が前提とされていた保証責任は製造物責任法に運用されるようになってから、明示の保証責任については一九三二年の *Baxter v. Ford Motor Co.* 事件¹⁰⁵、黙示の保証責任については一九六〇年の *Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc.* 事件¹⁰⁶で、契約関係の要件が撤廃され、保証責任は契約責任から独立したのである。

成文法である大陸法の国でも、製造物責任法の初期段階において、商品の売主の契約責任による賠償責任の構成が試みられ、売主の瑕疵担保責任及び契約上の付随義務法理が使われていた。瑕疵担保責任は無過失責任であるため、過失責任を奉じる不法行為責任より被害者保護に適しており、契約上の付随義務法理は、販売者が適当な説明及び警告を行わなかったために消費者に損害を与えた場合に適合している。

しかし、契約責任に基づいて製造物責任を構成する場合は、加害者と被害者との間に直接の契約関係が必要であることや、人身損害など拡大損害は賠償範囲に含まれないなどの問題点がある。もともと、フランスでは、悪意の売主に対して、拡大損害についても損害賠償責任を認めており（フランス民法一六四五条）、判例によって、事業上の売主には、悪意を推定する法理が確立したことにより、瑕疵担保責任の賠償範囲は拡大損害まで拡大された。また、連鎖的な売買契約の理論構成によって、直接に契約関係のない最終買主である消費者が起源的売主である製造者に対する「直接訴権」が与えられ、契約責任による製造者賠償責任の構成が維持された。¹⁰⁶ 一九八五年五月に、

フランスでは欠陥製造物による責任に関する民法の改正案が成立したが、その一三八六条の一八には「本章の規定は、損害を被った者が契約責任法もしくは不法行為責任法または特別の責任制度に基づいて行使する権利を妨げない」と明記しているため、瑕疵担保責任は今日でも製造物責任の根拠法理として利用できる。

日本においても、製造物責任の契約責任上の構成について、民法四一五条の債務不履行責任による法的構成や民法五七〇条の瑕疵担保責任に基づく構成、または保証責任による構成がなされていた。契約責任構成の最大の難関である契約の相対効力の制限を取り除くために、学者たちは、製造者と消費者間に直接保証契約が成立する説⁶⁹⁾、連鎖的な売買関係が存在する説⁶⁹⁾、信義則上の保護義務が発生する説⁶⁹⁾、又は民法四二三条の債権者代位権の転用を認める説を勧案した。製造物責任事件に関する過去の判例実務において、請求権の根拠法理として実際に主張されたものとしては、債務不履行が一七件あり、瑕疵担保責任と保証責任もそれぞれ七件と五件があった。そのうち、直接的な契約関係のある販売者に対して、債務不履行責任、瑕疵担保責任、契約に伴って生じる契約相手の生命身体及び財産に対する安全配慮義務を根拠に、民法四一五条の債務不履行責任による賠償責任が判決で認められている。また、債権者代位権の援用によって、契約関係の枠を突破する判例も存在する。

日本では、製造物責任の契約責任構成は製造物責任の初期段階の法解釈学として、過失責任を堅持する不法行為責任における被害者の立証困難の緩和に一定の役割を果たしたが、不法行為責任における立証責任の転換や実質上の無過失責任を認める判例の発展、特に製造物責任法における厳格責任の確立によって、契約責任構成の意義はなくなつたと言えよう。

二 中国における製造物責任の契約責任構成

中国では、製造物責任の立法化は遅れており、民事責任制度も整備されていなかったため、製造物責任法の発展初期から欧米の製造物責任法における厳格責任が導入され、契約責任に基づいて製造物責任を構成する必要はなかった。しかし、中国では、民事責任制度の発展に伴って、売主の瑕疵担保責任、明示担保責任及び契約上の付随義務法理などに対する研究が深まり、これらの法理の製造物責任における意義も検討されるようになった。

1 売主の瑕疵担保責任に関する法規定

中国建国後に起草された三つの民法典草案のすべてには売主の瑕疵担保責任規定が含まれていたが、「民法通則」では売主の瑕疵担保責任規定が設けられなかった。一九八四年の「工鉱産品売買契約条例」及び一九八六年の「工業産品質量責任条例」では、企業間売買における売主の瑕疵担保責任が設けられたが、民法上の売主瑕疵担保責任に関する一般規定は長い間欠けていた。

消費者契約における売主の瑕疵担保責任を明確に定めたのは「産品質量法」がはじめてである。「産品質量法」二八条は「売り渡された製品に次の各号に掲げる事由の一つがある場合は、販売者は修理、交換または返品²⁰⁸の責任を負わなければならないと定め、製品を購入した使用者または消費者に損害が生じた場合に、販売者はその損害を賠償しなければならない」と定め、瑕疵担保責任の発生要件として「①製品が具備すべき使用上の性能を具備せず、かつ、事前に説明をしなかった場合または、②製品またはその包装上に明示されている製品規準に適合していない場合または、③製品説明書または実物見本等の方式で明示されている品質状況に適合していない場合」と定めている。そ

の後の「消費者権益保護法」二二条は「事業者は、その提供にかかる商品又はサービスが正常に使用される場合に備えるべき品質、性能、用途及び使用期限について保証しなければならない。ただし、消費者が当該商品を購入し、又は当該サービスを受け入れる前にすでに瑕疵の存在を知っていた場合はこの限りではない。事業者は広告、実物サンプルその他の方式により商品又はサービスの品質を表示する場合は、その提供にかかる商品又はサービスの実品質が表示される品質状況と適合しなければならない」と規定して、売主の瑕疵担保責任及び保証責任を認めた。「産品質量法」及び「消費者権益保護法」における売主の瑕疵担保責任規定は、日本民法五七〇条の「隠れた瑕疵」に関する瑕疵担保責任に比べ、以下の点で異なっている。

まず、中国における瑕疵担保責任規定では、売主が事業者に限られている。もともと、買主には消費者以外に事業者も含まれている。

次に、種類物に対する瑕疵担保責任の適用に意見の対立がある日本と異なり、中国の瑕疵担保責任規定は最初から種類物である一般商品への適用を想定しており、特定物への適用はむしろ例外である。

さらに、瑕疵の判断基準について、日本では当事者の合意を重視する主観説と当該物の客観的な品質及び性能を重視する客観説と対立しているが、中国では、「製品の本来具備すべき使用性能」のほかに、明示された品質規準、実物見本または製品説明書・広告の記述も含まれており、明示保証責任との区別はない。

最後に、日本の場合、「隠れたる瑕疵」という表現の通り、瑕疵の隠蔽性が必要であり、明白な瑕疵について、買主は瑕疵担保責任を主張できないとされている。しかし、中国の場合、瑕疵担保責任の対象は大量に販売される種類物の商品であるため、このような制限を必要とせず、販売者は明白な瑕疵についても担保責任を負担しなければならない。

中国では、民法上売主の瑕疵担保責任に関する一般規定が欠けており、現行法における販売者の瑕疵担保責任規定は伝統的な民法上の瑕疵担保責任と異なるため、瑕疵担保責任の性質について、意見が分かれている。瑕疵担保責任を一般の債務不履行責任と同視する学者が多いが、大陸法の伝統的な民法理論の復活に伴い、売主の瑕疵担保責任を債務不履行責任から独立させる法定責任説も有力である。⁶⁰⁾ また、日本民法学における瑕疵担保責任の債務不履行説の影響を受け、瑕疵担保責任を特別な債務不履行責任と位置付ける学者もいる。⁶¹⁾

私見では、中国の現行法における売主の瑕疵担保責任は特定物に限定されておらず、その負担方式として、修理、交換、返品及び損害賠償が広く適用されるため、その性質を債務不履行責任と考える方が合理的である。また、「産品質量法」及び「消費者保護法」における売主の瑕疵担保責任の内容を黙示の担保責任と明示の担保責任とに分類することができる。製品が一般的に具備すべき性能を有することや製品に表示された国家基準に合致することについての販売者の担保責任は黙示担保であり、製品の説明書や製品の広告に表明された製品の性能、品質についての保証責任は、明示担保である。

このように、販売者の黙示担保責任と明示担保責任とを合わせて設ける中国の法規定は、アメリカの保証責任法に類似しており、国連の動産売買条約における売買目的物の契約適合性規定にも合致している。⁶²⁾ もともとローマ法に由来し、互いに独立していた売主の瑕疵担保責任と明示保証責任が統一される国際的な動向から見た場合、中国における事業者の売主の瑕疵担保責任規定を評価することができる。

2 瑕疵担保責任と製造物責任

一般債務不履行責任及び一般不法行為責任において、債務者または加害者に過失などの帰責事由が必要とされる

のに対し、瑕疵担保責任の成立は無過失責任である。欠陥製品の被害者の立証責任負担を軽減できるために、多くの国において瑕疵担保責任による製造物責任の構成が試みられてきた。

しかし、中国では、瑕疵担保責任がもともと発達していない上、製造者の厳格責任は製造物責任が発展する早い段階ですでに認められたため、瑕疵担保責任による製造物責任の構成はほとんど論じられなかった。一部の学者は諸外国の初期の製造物責任理論の影響を受けて、中国の製造物責任制度における瑕疵担保責任の意義を探り始めているが、契約関係枠の突破や損害賠償範囲の拡大など幾つかの難関を突破しなければならぬ。

まず、中国では瑕疵担保責任法理が発達していないために、瑕疵担保責任の独立性は極めて薄く、契約関係の存在が不可欠とされている。一部の学者は、フランス民法における瑕疵担保責任の拡張を参考に、消費者に直接契約関係のない製造者に対する「直接訴権」を主張しているが、「工鉱産品売買契約条例」、「工業産品質量責任条例」、「一部の国産家電製品の修理、交換、返品に関する規定」及び「産品質量法」など販売者の瑕疵担保責任に関するすべての法規定は契約関係の存在を前提としており、契約当事者以外の被害者の直接訴権を認めていない。しかし、「消費者権益保護法」二二条の後半では、広告の内容について「事業者」の明示担保責任が認められているため、直接契約関係のない製造者に対する請求も可能になった。実際、この規定に基づいて、消費者の直接訴権を認めた判決が存在する。ソニー電子製品展覧会でソニー製品のパンフレットを入手し、ソニー KLV-29MH1 型のテレビに二一針 RGB 端子が備えられているとの記載を信じて、そのテレビを購入した消費者が、そのテレビには当該装置がないことに気づき、輸入元であるソニーの北京現地法人に対して損害賠償訴訟を提起した。被告は、パンフレットの記載は印刷ミスによるもので、原告は購入の時にそのミスを発見できるはずと抗弁したが、裁判所はそのパンフレットを広告と認定し、原告一人あたり約八千円の損害賠償を認めた。これはあくまでも「広告」という明示担

保に関する特別な規定であり、その他の瑕疵担保責任について直接訴権を認めたと例は見られない。

次に、瑕疵担保責任の効果について、伝統的な民法理論においては、瑕疵修補請求や契約解除及び損害賠償請求権は認められているが、損害賠償の範囲は信賴利益に制限され、人身損害の賠償は困難とされている。中国の「産品質量法」二八条は、販売者の瑕疵担保責任の範囲について、「修理、交換または返品」のほかに、「製品を購入した使用者または消費者に損害が生じた場合、販売者はその損失を賠償しなければならない」と定めているが、拡大損害が含まれるかどうかは明らかにされていない。

立法関係者は、「産品質量法」二八条における「瑕疵」について、「製品の性能上の瑕疵」に限定し、危険性が伴う「欠陥」を含まないと解釈しており、この「損失」について、「消費者が瑕疵製品を修理、交換または返品する過程で生じた運送費及び交通費」と解釈している。⁶⁷ そのほかに、瑕疵製品の鑑定費用、商品代金の利息、消費者が製品を修理などに出すために休業した減収も判例実務において認められているが、欠陥により生じた人身損害またはその他の財産上の拡大損害については、製造者の厳格責任が認められたため、瑕疵担保責任を適用する必要性がないと学者は考えている。⁶⁸

瑕疵担保責任を製造物責任に運用するにあたって、もう一つの問題点は短期消滅時効である。伝統的な民法では、売主の瑕疵担保責任に基づく請求権について、債権より短い消滅時効が適用されている。中国の「民法通則」一三五条は民事権利の消滅時効を二年間に統一しているが、一三六条には「品質不合格の商品を販売し、しかもその旨を説明しなかった」場合の損害賠償請求権の消滅時効を一年と定めている。「工業産品質量責任条例」二二条も瑕疵担保責任について一年の時効期間を設けている。「産品質量法」三三条における二年の消滅時効期間に比べ、この一年の短期時効は消費者にとって不利である。

以上の分析を通して、中国において、製造物責任を瑕疵担保責任として構成することの困難さを伺うことができる。また、「産品質量法」において、製造者の厳格責任及び販売者の連帯責任も認められているため、欠陥製品被害において瑕疵担保責任を運用する必要性が薄いと考えられる。

しかし、厳格責任において、製品の欠陥は「通常の使用状態における合理的な安全性」に基づいて判断されるのに対し、保証責任では、製品の特別な用途に対する販売者の明示担保及び黙示担保違反も責任の根拠になり得るため、被害者にとって、保証責任を運用するメリットもある。中国における瑕疵担保責任規定では保証責任の内容も含まれているため、筆者は、厳格責任を中心とする製造物責任の中に保証責任の内容を取り入れることを提言したい。具体的には、製品の欠陥を判断する際に、製造者又は販売者が製品の性能及び品質に関する明示または黙示の説明及び承諾を考慮要素として取り入れることが考えられる。製造者または販売者は製品の特別用途への適合性を明示または黙示で保証した場合、製品が保証された性能または品質を備えないことによって生じた危険について、信頼を惹起した製造者が厳格責任を負担するのは当然である。このような危険性は製造者の不実な表示によって生じたため、「指示・警告上の欠陥」に分類することができる。

3 契約付随義務の違反と製造物責任

中国では、欠陥製品による人身または財産上の拡大損害に関する契約責任の局限性を突破するために、契約上の付随義務理論を展開する学説もある⁶⁴⁾。その論理的な根拠は、債務者が契約を履行する際に債権者の人身または財産に対する安全配慮義務である。債務者がその安全配慮義務を怠って、債権者に損害を与えた場合は、「加害性の瑕疵給付」による債務の不完全履行が生じ、損害賠償責任が発生する。中国における契約上の付随義務法理は、もと

もと台湾の民法学から伝来したもので、間接的にドイツ民法及び日本民法の影響を受けている。⁴³⁾

中国では、加害性の瑕疵給付による人身または財産損害について、債務者の賠償責任を認める法規定も存在している。「貨物運送契約条例」では、荷送人は危険な貨物を告知せずまたは貨物の重量を誤って告知し、または荷物の包装に欠陥があったことよって運送人その他の貨物、運送設備及び人身に損害が生じた場合の荷送人の賠償責任が設けられている。「電力供給契約条例」では電力会社に帰責する電力の中断や電圧、ヘルツの変動によってユーザーに生じた損害に対する電力会社の賠償責任も認められている。これらの法律において、契約上の債務者の賠償範囲はすでに「信頼利益」を超え、人身または財産上の拡大損害までカバーしている。しかし、これらの規定はすべて企業同士の商事契約に関するものであり、消費者被害に関するものではない。

「消費者権益保護法」の四一条以下では、事業者が商品又はサービスを提供する際に、消費者又はその他の利用者に人身損害又は財産損害を与えた場合の賠償責任が設けられているが、その賠償責任の性質及び責任の構成要件は明らかにされておらず、学者たちもその責任について大まかに「民事責任」と称し、責任の具体的な性質及び構成に関する検討を避けている。⁴⁴⁾

このような問題が生じた原因は中国の「民法通則」にある。「民法通則」では、債務不履行責任と不法行為責任は「民事責任」と総称され、人身損害の賠償の範囲や請求権の消滅時効などについても、共通する規定が多く設けられている。⁴⁵⁾ そのため、債務不履行責任と不法行為責任とを区別する意味が薄くなっている。また、「民法通則」では、人身損害に関する賠償責任規定が「民事責任」の一般規定ではなく、不法行為責任の部分に入れられているため、通説は、人身損害の賠償責任について、不法行為責任として論じてきた。⁴⁶⁾ 請求権の競合を主張する学者も契約当事者間に生じる人身損害について請求権の競合を制限し、不法行為責任に基づいて処理すべきと主張してい

る。そのため、サービスの提供による人身損害についても、一部の学者は契約責任に人身損害が含まれないという従来の考え方に基づいて、一般不法行為責任の適用を主張している。⁶⁴⁾

「民法通則」において、財産権に対する侵害や知的所有権に対する侵害、生命健康権に対する侵害及び人格権に対する侵害について、それぞれ単独の条文が設けられているため、判例実務では、裁判所は責任の性質を問わず、関係条文を判決の根拠として直接引用する場合が多い。例えば、医療過誤によって被害者が回復不能の重度な脳障害を被った事件で、裁判所は被告である病院側の過失を認めた上で、その過失は契約責任によるものかそれとも不法行為責任によるものかを検討せず、人身被害に関する賠償責任を定めた民法通則一一九条を根拠に病院の賠償責任を認めた。⁶⁵⁾ また、顔の雀斑を除去するために美容院で雀斑消しクリームの塗布を受けた消費者が、美容院の従業員⁶⁶⁾の過失で正常な使用量より多い薬が塗布されたために顔に軽いやけどを負った事件で、裁判所は美容院側に消費者の安全に対する注意義務を怠ったとして、サービスの返却及び医療費、欠勤による減収などについて損害賠償を認めたが、美容院の賠償責任の性質について、まったく触れていなかった。

私見では、中国の「民法通則」において、人身損害に関する賠償責任は不法行為責任として設けられているが、契約責任に基づく人身損害の賠償責任を完全に排除するものではない。確かに、欠陥製品損害について、「産品質量法」では、販売者についても不法行為法上の過失責任が認められており、製造者の賠償責任に対する販売者の連帯責任も定められているため、当事者間の契約関係の存在や拡大損害に対する予見可能性などの制約のある契約上の付随義務法理を適用する必要性が薄い。しかし、厳格責任が認められていないサービス業における消費者被害について、契約上の付随義務法理は重要な役割を發揮できると筆者は考えている。サービスの提供により消費者の人身損害が生じた場合、一般不法行為法に基づいてサービス提供者の責任を追究することもできるが、当事者間に契

約関係が存在する場合には、契約上の付随義務法理に基づいてサービス提供者の責任を構成する方が、債務者により高度な注意義務が要求されるため、被害者にとって有利である。

中国の「消費者保護法」一八条は「事業者は、その提供する商品又はサービスが人身又は財産の安全保障に係わる要求に適合していることを保障しなければならない」と、事業者の安全配慮義務を明確にしており、「人身又は財産の安全に危害を及ぼす恐れのある商品又はサービス」について、事業者の警告・説明義務及び危害発生防止義務も設けている。サービス提供者の賠償責任は、こうした法定の安全配慮義務に由来したもので、その性質は債務者の契約上の付随義務と考えられる。

第三節 製造物責任の不法行為責任構成

現代製造物責任法において、欠陥製品の被害に対する製造者の賠償責任を不法行為責任によって構成するのが最も一般的である。このような製造物責任法の流れを受けて、一九八六年に成立した中国の「民法通則」は製造物責任について、いち早く不法行為法上の厳格責任を取り入れた。「産品質量法」は基本的に「民法通則」における厳格責任規定を受け継いだが、「民法通則」実施上の問題点を踏まえて、先進諸国の製造物責任法を参考に、製造者の厳格責任を明確にする一方、販売者について過失責任を適用し、製造者と販売者との連帯責任を設けた。また、「産品質量法」において、製品及び欠陥の定義や、免責事由など厳格責任の適用要件について詳しい規定も設けられた。以下では、この二つの法律を中心に中国の現代製造物責任制度を検討したい。

一 「民法通則」における製造物責任規定

一九八六年に成立した「民法通則」一二二条は「産品の品質が不合格によって、他人の財産または人身に損害が生じた場合、製品の製造者・販売者は法律に基づいて民事責任を負わなければならない。運送者・倉庫業者に（損害の発生について）責任がある場合、製品の製造者・販売者は運送者・倉庫業者に対して求償する権利を有する」と定め、欠陥製品被害に対する製造者・販売者の不法行為法上の賠償責任を初めて明確にした。

しかし、この規定において、責任の前提条件として、「欠陥」ではなく、「産品品質不合格」という表現が使われているため、責任の要件について学者の意見が分かれている。多数の学者は、一二二条に過失要件がないことや同条は不法行為の特別規定であることを理由に、この規定を無過失責任と解し、「品質不合格」を「欠陥」と解釈している。⁶⁴⁾ また、一部の学者は「欠陥」の代わりに「品質不合格」という表現が用いられたことを理由に、一二二条を製造者の過失推定規定と解している。⁶⁵⁾ 過失推定説によれば、製品が品質規準を満たしていないことは、製造者が法定の注意義務に違反した証明であり、製造者の過失が推定される。過失推定説を主張する学者の中には、製造者・販売者の無過失が立証された場合の免責を認める意見と、注意義務の基準を高く設定し、無過失の反証を事実上認めない実質上の厳格責任説がある。⁶⁶⁾

製造者の注意義務の基準を引き上げ、実質上の無過失責任を実現させる方法は、「製造物責任法」が成立する前の日本の判例実務においても行われてきたが、開発危険の抗弁を例外的に認める無過失責任の理論構成が簡単明瞭であり、実用性も高い。世界各国の製造物責任法において、無過失責任化が進んでいる中で、中国の製造物責任について過失責任にこだわる必要はない。また、中国の「民法通則」において、一二三条の高度危険作業責任及び一

二四条の環境汚染責任にはすでに無過失責任が認められており、製造物責任の無過失責任化に反対する理由も存在しない。「民法通則」が「欠陥」ではなく、「品質不合格」という用語を採用したのは昔の品質管理制度からの発想であり、不適切であるが、これを理由に一二二条を過失推定責任と解釈する意見には筆者は同意できない。

筆者は「品質不合格」という不適切な表現を用いる「民法通則」一二二条を解釈によって無過失責任化できると考える。一般の瑕疵製品による損害は製品自体または純粹な経済損失に限られるため、無過失の不法行為責任を適用する必要はないが、拡大財産損害または人身損害を引き起こした「品質不合格」の製品は危険な「欠陥製品」であることが明らかである。従って、「製品の品質の不合格により他人の財産または人身に損害が生じた場合」という前提条件を、「製品の欠陥により他人の財産または人身に損害が生じた場合」と読み替えることができ、この規定を無過失責任と解釈するのは合理的であろう。

しかし、「民法通則」一二二条では、製品の範囲や免責事由及び責任期間など厳格責任の具体的な要件が設けられておらず、製造物責任に対する研究も遅れていたため、厳格責任の実施にあたって、多くの問題が残されている。判例実務において、「民法通則」一二二条の扱いをめぐる見解の違いが大きく、同条の無過失責任としての意義は大きく制限された。

「民法通則」一二二条において、欠陥製品の製造者だけでなく、販売者も厳格責任の対象とされている点は大きな特徴である。製造者と販売者との関係について、最高人民法院は「被害者は製品の製造者または販売者に対して損害賠償を請求できる」と説明し、両者間の連帯責任を明らかにした。⁶⁹

製造物責任法については、契約関係のない製造者に対する被害者の損害賠償請求権を認める法理として、販売者の責任を含まないのが各国の通例である。アメリカ第二次不法行為法リステイトメント四〇二A条では、販売者も

製造者と同様に厳格責任の主体とされているが、「統一製造物責任モデル法」及びその他の法案では販売者の責任は過失責任へ後退する傾向が見られる。「EC指令」においても製品の供給者は製造者が特定できない場合に限って補充的に厳格責任を負うに過ぎない（「EC指令」3条）。

「民法通則」における製造者と販売者との連帯責任については、多数の学者は消費者保護の見地から支持しているが、販売者の無過失責任の根拠についてはほとんど議論されていない。特に、「民法通則」では製造者と販売者との間の求償権に関する規定がないため、その連帯責任の性質及び内部関係は必ずしも明確ではない。判例実務では、被害者は販売者に対して損害賠償訴訟を提起した場合、裁判所は製造者を共同被告に追加して、製造者の賠償責任を直接認めることが多いが、製造者が無資力の場合、販売者の連帯賠償責任を認める判例もある。その内部の求償関係について、全部求償を認める判例と部分求償しか認めない判例に分かれている。

二 「産品質量法」における製造物責任規定

「民法通則」一二二条における製造者・販売者の厳格責任規定は、用語が正確でない上、具体的な規定も欠如しているため、一九八〇年代後半から始まった粗悪製品による消費者被害の深刻化には対応できなかった。このような背景で成立した「産品質量法」は、「民法通則」における製造者・販売者の責任規定を大幅に拡充しており、これによって、中国の製造物責任制度が整えられた。

1 製造者の厳格責任

「産品質量法」二九条は「産品に欠陥が存在することにより、人の生命、身体または欠陥産品以外の財産（以下の財産という）に損害が生じた場合は、製造者は、その賠償責任を負わなければならない」と定め、欠陥製品の製造者の厳格責任を明らかにした。「民法通則」一二二条の規定に比べ、「産品質量法」は「品質不合格」という表現を捨て、「欠陥」概念を採用したことによって、厳格責任の性格がより鮮明になった。また、立法者は製造者の責任を販売者の責任と切り離し、厳格責任の適用対象を製造者に限定したことも「民法通則」と異なっている。さらに、この条文では、厳格責任に基づく財産損害の賠償範囲を「欠陥製品以外の財産損害」に限定したことも、諸外国の製造物責任立法例に合致している。このように、「産品質量法」二九条における製造者の厳格責任規定は「民法通則」一二二条より大きく前進したといえよう。

中国では、厳格責任の導入に反対する理由は主に二つである。一部の学者は、中国の経済及び技術の発展状況に基づいて、企業の損害予防能力及び賠償能力の不足を理由に、厳格責任の適用による企業の経済負担の増加や技術開発への影響を危惧している。また、一部の学者は、不法行為責任の制裁、抑止機能を強調し、厳格責任の適用は中国における過失責任を中心とする近代私法意識の確立に矛盾すると反対している。そのため、厳格責任の適用は消費者の人身安全、身体健康に直接関係する製品に制限し、その他の製品について、過失責任を適用するという意見もあった。⁶⁷⁾一九九〇年、「産品質量法草案」起草グループの研究報告書の中で、製品別によって厳格責任と過失責任との適用を分ける意見が盛り込まれ、消費者保護と産業促進との両立を望む立法者の意図が現われた。⁶⁸⁾しかし、最終の立法段階において、製造者の厳格責任が確立されたのは、以下の理由が考えられる。

まず、諸外国の製造物責任法における厳格責任の広がり大きな原因である。「産品質量法」の立法化が行われ

た一九九〇年代始め頃に、EC諸国では厳格責任を採用した「EC指令」に基づく国内の製造物責任立法化はほぼ完了しており、同じ大陸法系のヨーロッパ諸国における厳格責任の普及は、中国の立法に対して大きな影響を及ぼした。

次に、中国国内における偽商品、粗悪商品の氾濫による消費者被害が急増し、消費者保護の機運が一気に高まった。このような社会事情の変化は、厳格責任を受け入れる社会的な環境を整えた。

最後に、立法化の過程において、企業側の代表が出席する意見徴収会が何度も開かれたが、厳格責任の導入に最も反対の立場にある企業がほとんど抵抗しなかったことも厳格責任の確立を容易にした。⁵⁹

厳格責任の適用に対して産業界が強く反対しなかった理由ははっきり分かっていないが、以下のことが考えられる。まず、見解の相違があるものの、「民法通則」一二二条において製造者・販売者の無過失責任がすでに認められており、それに比べ、「産品質量法」における厳格責任の適用範囲は製造者に絞られ、開発危険の抗弁も明確に設けられたことは、産業界にとって安心できる。また、欠陥の判定基準として「国家規準及び業界規準」が設けられており、従来の「品質不合格」との連続性を示している。したがって、厳格責任を導入しても、企業側の負担は現行法規定以上に重くならないという安心感が産業界にあったと考えられる。

2 販売者の不法行為責任

製造者に比べ、販売者は欠陥の発生を防止する能力が低く、製品の価格設定によって損害のコストを社会的に分散させることも困難なため、「EC指令」や日本の製造物責任法において、販売者は厳格責任の適用主体に含まれていない。

中国の「民法通則」一二二条は、販売者についても製造者と同様に不法行為法上の厳格責任を設けているが、「産品質量法」三〇条は「販売者の故意または過失により、産品に欠陥が生じ、他人の身体または財産に損害を与えた場合」に限って、販売者の過失責任を明確にした。「産品質量法」は販売者の厳格責任を排除した理由について、立法者は明らかにしていないが、厳格責任に対する認識の発展及び「EC指令」の影響が考えられる。販売者の責任が厳格責任から過失責任へと軽減されたことについて、一部の学者はこれを立法の後退と批判しているが、⁶⁹「産品質量法」三一条には販売者と製造者との連帯責任が設けられているため、この規定は被害者にとって特に不利益がないと考えられる。

販売者について、「産品質量法」は過失責任を設ける一方、「EC指令」に倣って、製造者が特定できない場合における販売者の補充的な厳格責任も認めている。さらに、立法者は被害者の賠償請求の利便性及び「民法通則」との一貫性を考慮して、製造者と販売者との連帯責任をも認めた。しかし、これらの規定は解釈によって矛盾する可能性があるため、以下では、「産品質量法」における販売者の不法行為責任規定について詳しく検討したい。

イ 販売者の過失責任

「産品質量法」三〇条は「販売者の故意または過失により、産品に欠陥を生じさせ、他人の身体または財産に損害をもたらした場合、販売者は損害賠償の責任を負わなければならない」と定め、販売者の過失責任を認めた。

現代社会において、製品の流通過程は複雑化しており、製品の欠陥は製造過程ではなく、流通過程において生じる可能性も十分に考えられる。しかし、流通過程に置かれた後に生じた欠陥について、製造者は厳格責任を負わないため、被害者は直接契約関係のある小売業者に対して契約責任に基づいて請求できるが、契約関係のない卸売業

者や買主以外の被害者の場合、賠償請求の根拠は明らかにされていない。「産品質量法」三〇条の規定は、こうした流通業者の責任を定めたものと考えられる。

製品の取扱いにおける販売者の注意義務は大きく二つに分けられる。一つは製品に欠陥を生じさせないように注意する義務であり、いま一つは製品の欠陥の有無を検査し、被害の発生を防止する注意義務である。販売者は製品の取り付け上のミスや保管上の不注意及び消費者に対する説明・警告の不足によって本来安全な製品に欠陥を生じさせた場合、賠償責任を負うのは当然であるが、もともと欠陥のある製品について、販売者が必要な検査を怠ったために、欠陥を発見できなかった場合にも、不法行為責任に基づいて賠償責任を負うべきである。

現実では、販売者が自ら欠陥を創出した例は稀であり、製品の検査において過失がある場合が多い。後者の場合、契約責任の適用も考えられるが、一般不法行為上の過失責任の適用は販売者と直接的な契約関係のない被害者にとつて、不可欠である。「産品質量法」三〇条の不足を補うために、筆者はその条文を「製品に欠陥を生じさせ、または製品の欠陥を発見できなかった」というふうに拡大解釈することを主張したい。

販売者が製品の扱いについて通常の注意を払えば、欠陥を創出することは考えられないため、販売者の過失によつて製品に欠陥が生じた場合は、販売者の重過失が考えられる。一方、販売者は商業的な慣習及び法規定に基づいて、取り扱い製品を検査する義務も負っているが、その検査は主に製品の外観や説明表示に関するもので、製品の内在的な品質を検査する必要はない。従つて、通常の検査で発見できない内在的な欠陥について、販売者は過失責任を負わない。この二種類の注意義務の内容及び基準は異なっているが、どちらに違反しても販売者は賠償責任を負わなければならない。

ロ 販売者の補充的な厳格責任

製造者の表示がなされていない製品の欠陥によって被害が生じた場合、被害者は製造者の厳格責任を追及するためには、製品の販売者を通じて製造者を特定しなければならない。もしも販売者が入荷先の記録をなくした場合、被害者は製造者を特定できず、厳格責任に基づく賠償請求ができなくなる恐れがある。このような事態を回避し、被害者の救済を確保するために、「EC指令」は製造者を特定できない場合における販売者の厳格責任を例外的に認めた（三条の三）。中国の「産品質量法」三〇条二項も「販売者は欠陥製品の製造者又は提供者を特定できない場合、損害賠償責任を負わなければならない」と、「EC指令」の規定を踏襲している。

中国では、製造者を特定できない場合の販売者の厳格責任規定は、販売者に取扱商品の記録を保存させる以外にも重要な意義がある。中国において、偽商品及び粗悪製品による消費者被害が深刻化した重要な原因の一つは、市場の自由化による商品流通過程の混乱である。一部の小売業者は高額の商業利潤または賄賂を求めて、個人企業や郷鎮企業など不安定な企業から粗悪製品を仕入れて販売する現象が目立っている。欠陥製品の製造者または提供者を特定できない販売者に対して厳格責任を適用することによって、販売者は商品の仕入先を慎重に選択するようになれば、偽商品及び粗悪製品の氾濫に歯止めがかけられると期待されている。

ハ 販売者の連帯責任

「産品質量法」三一条は「産品に欠陥が存在することにより、人身または財産に損害が生じた場合、被害者は産品の製造者・販売者のいずれに対しても損害賠償を請求することができる。産品の販売者は、産品の製造者の責任に属するものを賠償した後に、産品の製造者に対して求償する権利を有する。産品の製造者は、産品販売者の責任

に属するものを賠償した後に、製品の販売者に対して求償する権利を有する」と定め、販売者と製造者間の連帯責任を設けた。

この規定は「民法通則」一二二条に比べ、製造者と販売者間の求償権を明確にした点において評価できるが、製造者の厳格責任に対する販売者の連帯責任を認めたこの規定は、「産品質量法」三〇条における販売者の過失責任規定または三〇条二項における販売者の補充的な厳格責任規定と矛盾している。

この矛盾が生じたのは、立法過程における草案の起草者と草案を審査する立法委員の意見が対立したためである。「EC指令」の強い影響を受けて作られた「産品質量法草案」では、販売者の過失責任が明確に定められ、「民法通則」における製造者と販売者との連帯責任が排除された。しかし、消費者の救済を重視する立法委員はこの立法上の後退には同意できず、立法の最終審議段階において、一部の立法委員の強い要求によって、三一条の連帯責任規定が急遽立法に盛り込まれたのであった。⁶³⁾そのため、法全体の整合性は十分に検討されなかった。

この法条文上の矛盾について、学者の意見も分かれている。多数の意見は三〇条における販売者の過失責任規定を「立法上の後退」と批判し、三一条における販売者の連帯責任規定を、販売者にも「厳格責任」を適用できると解釈している。⁶⁴⁾その中には、三〇条における販売者の過失責任を販売者と製造者との間の内部求償関係に限定する意見もある。⁶⁵⁾これに対して、販売者の過失責任を擁護する一部の学者は三一条における販売者の連帯責任規定について、「公平に欠ける」と批判し、立法の改正を訴えている。⁶⁶⁾

この問題を解決するために、まず販売者の連帯責任規定の成立背景について検討する必要があると筆者は考える。

中国における販売者の連帯責任規定について、立法委員は「消費者に賠償請求権を行使させ易いため」とその理

由を説明している。⁶⁵ 市場経済の初期段階にある中国では、粗悪製品の製造者・販売者の多くは経営不安定な郷鎮企業や個人企業などの中小企業である。これらの企業は常に倒産又は廃業の危険性があるため、欠陥製品の被害者を確実に救済するには、責任主体の範囲を広げる必要がある。特に、欠陥製品の被害を受けた消費者にとって、身近で把握しやすい製品の販売者に連帯責任を負担させることが一番望まれる。

また、中国におけるこの連帯責任規定は、被害者の賠償請求権の実現を保障すると同時に、欠陥製品による被害の防止にも役に立っている。中国における消費者被害の重要な原因の一つは流通企業が違法な利益を得るために、故意に粗悪製品を流通させたことである。販売者と製造者との間に連帯責任を課すことによって、偽商品及び粗悪製品の流通を防止する立法者の狙いが窺える。

中国では、製造者と販売者との連帯責任規定は「民法通則」を始め、多くの法律に認められている。一部の耐久消費品に関する「法定品質保証制度」を設けた「部分国産家電製品『三包』規定」及びその後の「部分消費修理、交換または返品責任規定」においても、販売者の連帯責任が定められている。⁶⁶ また、展覧会の出展商品について主催者の連帯責任を認めた法規定、店内にメーカーの直売コーナーを設ける商店の連帯責任を認める法規定など、⁶⁸ 連帯責任は消費者保護の重要な制度として定着している。こうした背景の中で、「産品質量法」に製造者と販売者との連帯責任規定が設けられたのである。この連帯責任規定は後に成立した「消費者保護法」にも受け継がれている。⁶⁹

「産品質量法」における製造者と販売者との連帯責任規定は、立法の最終段階に追加されたとはいえず、その成立は中国の経済事情及び立法伝統に深く関わっており、中国の製造物責任法の必然的な成り行きといえる。中国の消費者被害の事情を考えれば、この連帯責任規定の必要性を否定できないが、連帯責任の性質または内部関係について明確な規定がないため、法の実施上に問題が生じやすい。これらの矛盾を解消するために、筆者はこの連帯責任

の性質や内部関係及び、この連帯責任規定とその他の条文間の関係について、判例実務に基づいて独自の見解を展開したい。

3 製造者と販売者間の連帯責任の性質及び内部関係

中国では、多数債務者間の債務は分割債務と連帯債務とに分けられ、連帯債務はさらに「法定の連帯債務」と「約定の連帯債務」に分けられている⁴⁾。法定の連帯債務として、合名会社の債務（「民法通則」三五条二項）、代理権授権範囲不明の場合における代理人と本人間の連帯責任（「民法通則」六五条三項）、または共同不法行為による責任（「民法通則」一三〇条）などが挙げられる。連帯債務者の一人に生じた事由は他の債務者に対する効力について、中国の「民法通則」には規定がないが、学説は広義での弁済、免除、時効、相殺などの絶対的効力を認めている⁴⁾。連帯債務者の内部関係については、「民法通則」八七条は「連帯債務者の一人が債務を弁済した後、その他の連帯債務者に対し、各自が負担すべき部分について求償する権利を有する」と定め、連帯債務者の内部関係は分割債務であることを明らかにしている。連帯債務者は各自の債務額や過失の割合に基づいて「自己負担部分」を持っており、それについて最終弁済責任を負担しなければならない⁴⁾。

以上の「民法通則」における連帯債務の規定に基づいて、「産品質量法」における製造者と販売者間の連帯責任を分析すれば、両者の違いは明らかである。

まず、製造者と販売者との間に連帯債務が発生する理由は見当たらない。製造者と販売者との間に合名会社や代理人と本人とのような緊密な関係（主観的な共同関係）が存在しないため、法定の連帯債務が発生する理由としては、共同不法行為しか考えられない。しかし、「産品質量法」では、製造者について厳格責任が適用されているが、

販売者については製造者を特定できない場合を除き、過失責任しか認められていない。そのため、販売者が通常の検査で発見できない製造上の欠陥について、製造者に賠償責任が生じても、販売者に過失が認められず、共同不法行為は成立しない。

次に、製造者と販売者との内部求償関係に関する規定も連帯債務者の内部関係と異なっている。「産品質量法」において、販売者は製造者に帰責すべき損害について被害者に弁済した後、製造者に対して全額求償することができ、販売者の「自己負担部分」は存在しない。同様に、製造者は販売者に帰責すべき損害について被害者に弁済した後、販売者に対しても全額求償ができ、帰責事由のない製造者には「自己負担部分」もない。損害に対して最終的な賠償責任を負うのは欠陥を創出した一方のみであり、連帯債務者の内部に通常存在する分割債務は製造者と販売者との間に存在しないことは明らかである。

製造物責任における複数の責任主体間の関係について、日本では加藤教授の「催告、検索の抗弁権」説及び椿教授の保証責任説などが主張されている。加藤教授は欠陥自動車の製造者と自動車保有者との関係について、前者の責任が第一次的なもので、後者の責任が第二次的なものと主張し、後者に「催告、検索の抗弁権」を認めた。⁷⁴ 椿教授はスモン訴訟における製薬会社と国の関係を「解釈による保証」から説明し、製薬会社が第一次的且つ究極的な責任を負うに對し、国は補充的な責任を負うと説いている。⁷⁵ そのほかに、浦川教授の補充責任説も挙げられる。⁷⁶ これらの学説は複数不法行為関与者の関係について、分割責任または連帯ないし不真正連帯責任という従来の説以外に、新たな責任形態の存在を認め、その必要性を証明した点において意義が大きい。

筆者は中国の「産品質量法」における製造者と販売者との「連帯責任」を欠陥製品事故の被害者を救済するため

はなく、「民法通則」八九条一項の「保証責任」に基づいて解釈すべきと主張したい。

保証債務と連帯債務との一番大きな違いは、保証人の債務は主債務者の債務に付随するものであるに対し、連帯債務の債務者の責任は独立なものである。そのため、保証債務の場合、保証人と主債務者との間に分割債務が存在せず、保証人は主債務を弁済した後に主債務者に対して全額求償することができる。これに対し、連帯債務の債務者内部には、分割債務部分が存在しており、債務者は他の債務者に求償するときに、自己負担部分について求償できない。

保証責任に基づいて製造者と販売者との間の「連帯責任」を考えれば、製造者と販売者の内、実際に欠陥を創出したほうは主債務者にあたり、他方は被害者の救済を確保するための法定保証人に過ぎない。帰責事由のない保証人は被害者に賠償した後に、自己負担分が存在しないため、主債務者に対して全額求償ができる点も「産品質量法」の規定に合致している。

筆者は、製造者と販売者間の連帯責任を法定の保証責任と解釈することは、法理論上可能だけではなく、製造物責任制度の目的を実現させる上にも重要と考えている。

製造物責任にける製造者の厳格責任の意義は、欠陥製品の被害者が欠陥を創出した製造者に直接請求することによって、損害の公平な負担を実現することにある。しかし、中国では、製造者と販売者との連帯責任が設けられたため、損害の請求は被害者にとってもっとも身近な販売者に集中しやすい。販売者は被害者に対して損害賠償した後、欠陥を創出した製造者に対して求償できるが、求償訴訟を起こした場合、販売者と製造者との証明能力の違いによって販売者は求償できない可能性が存在する。また、製品事故が大量に発生した場合、販売者は大きな訴訟負担が強いられ、資金繰りの困難などの不利益も生じる。さらに、欠陥を創出した製造者にとっても、最初の賠償

訴訟を参加していなかった場合には、免責事由及びその他の抗弁事由について十分な主張ができない不利益もある。

この問題の解決策として、損害賠償の本訴訟と求償訴訟を同時に進行させる意見もあるが、筆者は、保証責任における保証人の「催告または検索の抗弁権」によって、この問題の解決を図りたい。

保証債務の場合、債権者から債務の履行を請求された保証人は「催告又は検索の抗弁権」を行使し、主債務者に対する履行請求を求めることができる。製品の欠陥が製造者によって創出された場合、帰責事由のない販売者は主債務者である製造者の保証人であるため、「催告又は検索の抗弁権」を行使することができる。「催告又は検索の抗弁権」の行使によって、保証人である販売者は不合理な訴訟負担から解放されるが、主債務者の製造者は十分な賠償ができない場合、保証人である販売者はその不足分について補充責任を負わなければならない。被害者にとっても不利益が生じない。

また、製造物責任訴訟において、「保証債務」法理の適用は被告の訴訟権利保護にとっても重要である。欠陥を創出した製造者に対して訴訟が提起された場合、製造者は免責事由などの抗弁を十分に利用できる。また、製造者が販売者に帰責すべき損害について保証責任を履行する場合、主債務の性質が過失責任であるため、製造者は販売者の無過失を抗弁とすることができ、厳格責任を負う必要がない。

中国では、製造者と販売者との連帯責任の性質が明らかにされていないため、判例実務に混乱が生じている。製造者に帰責すべき欠陥について、被害者が販売者に対して損害賠償訴訟を提起した場合、裁判所は原告の同意を得て、製造者を共同被告に追加することが多いが、判決では、販売者に予備的に連帯賠償責任を負わせるものもあれば、販売者について、過失責任を適用する判例もある。また、販売者についても厳格責任を適用し、製造者と販売

者との間に分割責任を認める判例も多く存在する。販売者に予備的に賠償責任を認めた判例は、保証責任の考え方に近いが、製造者と販売者との間に分割責任を認めた裁判所は、製造者と販売者との間の連帯責任規定を完全な連帯債務と誤解し、販売者の求償権をも侵害している。保証債務の考え方を導入すれば、このような混乱は避けられる。

保証責任に基づいて製造者と販売者との間の関係を分析する場合、欠陥の性質及び欠陥の発生時期によって、製造者と販売者との賠償責任及び両者間の関係が変化することについても留意すべきである。

まず、製造過程で発生した欠陥について、販売者は通常の検査で発見できない場合、製造者の厳格責任は成立するが、販売者の過失責任は生じない。この場合、販売者は法に基づいて製造者の賠償債務の保証人として、「製造者の責任」を肩代わりして被害者に賠償することができるが、販売者に最終負担部分がないため、被害者に対して賠償した後、製造者に対して全額求償できる。販売者の賠償責任は製造者の賠償責任に付随するもので、独立なものではないため、その責任の性質は厳格責任であるかわりに、販売者は製造者の抗弁も援用できる。

次に、製品の欠陥が製造過程ではなく、販売者の過失によって生じた場合、販売者はその全損害について賠償責任を負うが、製造者には独立の賠償責任は生じない。被害者は、欠陥の発生原因を特定できない場合又は製造者に請求することが有利と考えた場合、製造者に対して損害賠償を請求することができるが、この場合、製造者は販売者の保証人として、「販売者の責任」を肩代わりして被害者に賠償することになる。従って、この場合の責任は厳格責任ではなく、過失責任である。製造者は販売者の抗弁事由を主張することができ、製造者は被害者に対して賠償した後、販売者に対して全額求償もできる。

第三のケースとして、製造過程で生じた欠陥について、販売者の過失によって発見できなかった場合が考えられ

る。このような場合は、販売者と製造者との間に共同不法行為が成立するため、販売者と製造者との間に不真正連帯債務が発生する。製造者と販売者との間の「連帯責任」がこの場合に限って発生する。この場合の連帯責任は、「産品質量法」三一条における保証責任と違い、内部において、販売者と製造者と分割債務が発生するため、求償も双方の責任の割合によって行わなければならない。

注

- (1) 契約関係要件を撤廃した *Leading Case* として、*MacPherson v. Buick Motor Co.*, 111 N.E. 1053 (N.Y. 1916) 事件が有名である。明示的保証責任及び黙示的保証責任について契約要件を撤廃した *Leading Case* として *Baxter v. Ford Motor Co.*, 12 P.2d 409 (Wash. 1932) 事件または *Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc.*, 161 A. 2d 69 (N.J. 1960) 事件がある。
- (2) 「EC指令」の前文は「製造者の無過失責任のみが、最新の技術による生産に内在する危険の公平な分配という専門性が増大した現代特有の問題を適切に解決できる」と強調し、製造者の無過失責任を認めた。
- (3) 加藤雅信『製造物責任総覧』(商事法務研究会、一九九四) 二二頁以下を参照。
- (4) 日本の「製造物責任法」六条「民法の適用」について、立法関係者は過失相殺、複数責任主体の関係、公序良俗及び損害賠償の方法に限定解釈している。通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』(通商産業調査会、一九九四) 二五頁。
- (5) 趙紅英『産品質量法の理論と実務』(北京出版社、一九九七) 九四頁、孔祥俊『民商法熱点、難点及前沿問題』(人民法院出版社、一九九六) 八二頁。
- (6) 馬凌『談談建立我国的現代産品責任制度』『法学研究』一九八五年二号四七頁、謝邦宇ほか『民事責任』三四六頁(法律出

- 版社、一九九二）、崔建遠『合同責任研究』（契約責任研究）（吉林大学出版社、一九九二）一五四頁。
- (7) 王家福『中国民法学・民法債権』（法律出版社、一九九二）五四八頁、梁慧星『民法学説判例与立法研究』（中国政法大学出版社、一九九三）二二八頁。
- (8) 梁慧星「論産品製造者、銷售者の嚴格責任」『法学研究』一九九〇年五号六七頁。
- (9) 「産品質量法（草案）」に関する立法説明を参照。資料は李培伝『中華人民共和国産品質量法釈義』（北京燕山出版社、一九九三）一五八頁以下による。
- (10) 王淑煥『産品責任法教程』（中国政法大学出版社、一九九三）四二頁。
- (11) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司編集『産品質量法実用指南』（中国民主法制出版社、一九九四）八頁。
- (12) UCC 2-313条。
- (13) UCC 2-314, 315条。
- (14) *Baxter v. Ford Motor Co.*, 12 P.2 d 409 (Wash.1932).
- (15) *Henningsen v. Bloomfield Motors, Inc.*, 161 A.2 d 69 (N.J.1960).
- (16) フランス法に関する学説については、平野裕之「製造物責任の理論と法解釈」（信山社、一九九〇）九頁以下を参照。
- (17) 欠陥製造物による責任に関するフランス民法の改正については、後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジュリスト一一三八号（一九九八）七二頁以下を参照。
- (18) 契約不履行説については、北川善太郎『現代契約法2』（商事法務研究会、一九七六）一九九頁。瑕疵担保説については、篠塚昭次「製造物責任の性質」『論争民法学4』（成文堂、一九七七）七九頁。保証責任説については、高森八四郎「瑕疵担保責任と製造物責任」『現代契約法大系2』（有斐閣、一九八三）一六八頁。

- (19) 高森八四郎・前掲注(18)現代契約法大系一六八頁。
- (20) 浜上則雄「製造物責任の性質と責任分配」乾昭三ほか『企業責任』(有斐閣、一九七三)一六四頁。
- (21) 北川善太郎・前掲注(18)現代契約法一九九頁。
- (22) 植木哲「判批」判評一八六号八頁(一九七四)。
- (23) 加藤雅信ほか・前掲注(3)製造物責任総覧一二二頁参照。
- (24) 高松地裁昭和五五年一月二八日判時一〇一五号一〇九頁、大阪地裁昭和六二年二月一四日判時一一九六号一三二頁。
- (25) 福岡地裁久留米支部判昭和四五年三月一六日判時六一二二七六頁。
- (26) 横浜地裁平成三年三月二六日判時一三九〇号二二頁。
- (27) 岐阜大垣支判昭和四八年一月二二日判時七二五号一九頁。
- (28) 梁慧星・前掲注(9)立法研究一五五頁。
- (29) 「工鉦産品売買契約条例」一五條、「工業産品質量責任条例」二條、一一條、一五條。
- (30) 高言ほか「消費者權益保護法理解適用与事例評析」(人民法院出版社、一九九六)二四四頁。李培伝「中華人民共和国産品質量法釈義」(北京燕山出版社、一九九六)七六頁。
- (31) 僅柔ほか『民法原理』(法律出版社、一九八六)二八六頁、王家福・前掲注(7)民法債權六三〇頁。
- (32) 梁慧星・前掲注(7)立法研究二六一頁。
- (33) 「国際物品売買契約に関する国連条約」の三五條は、物品の契約適合性について、「記述されたのと同じ種類の物品が通常使用される目的に適していること」、「契約締結時において売り主に対し明示または黙示のうち知らされていた特定の目的に適していること」と定めている。
- (34) 梁慧星・前掲注(7)立法研究一七三頁。

- (35) 梁慧星・前掲注(7)立法研究一七七頁。
- (36) 楊李ほか「生産、経営、消費者權益法律保護案例精析」(中国政法大学出版社、一九九〇)三八四頁。
- (37) 全国人大常務委員会法制工作委員會經濟法室・国家技術監督局政策法規司・前掲注(11)実用指南五四頁。
- (38) 判例及び事例については、孔祥俊ほか「上帝的盾牌——消費者權益的法律保護指南」(經濟科学出版社、一九九六)二二三頁以下を参照。
- (39) 王利明「民法・侵權行為法」(中国人民大学出版社、一九九三)四二三頁。
- (40) 王利明「論違約責任与侵權責任的競合」『法学評論』一九八八年四号三三頁。
- (41) 王家福・前掲注(7)民法債權一五〇頁、一六五頁。
- (42) 高言ほか・前掲注(30)案例評釈二五五頁、王敏ほか「中華人民共和国消費者權益保護法」(企業管理出版社、一九九四)一五七頁。
- (43) 「民法通則」一一九条において、人身傷害の賠償範囲及び請求權の消滅時効については、統一規定が設けられている。
- (44) 僮柔ほか・前掲注(31)民法原理二五〇頁、李由義ほか「民法学」(北京大学出版社、一九八八)六四三頁。
- (45) 王利明・前掲注(39)侵權行為法二二三頁。
- (46) 殷少平ほか「消費者權益保護与賠償」(中国經濟出版社、一九九七)一〇七頁。
- (47) 最高人民法院応用法学研究所編「人民法院案例選」(人民法院出版社、一九九六)一九九六年三号六七頁。
- (48) 高言ほか・前掲注(30)案例評釈四一二頁。
- (49) 梁慧星・前掲注(8)法学研究五九頁、唐德華主編「民法教程」(法律出版社、一九八七)四四七頁、李由義ほか・前掲注(44)民法学六三九頁。
- (50) 僮柔「中華人民共和國民法通則簡論」(中国政法大学出版社、一九八七)二六四頁、江平「民法中的視為、推定与舉証」『政法論集』

- 法論壇」一九八七年四号五九頁、王利明・前掲注(39)侵權行為法四三三頁。
- (51) 江平・前掲注(50)政法論壇一九八七年四号五九頁。
- (52) 最高人民法院「民法通則の施行に関する若干の問題に対する意見」一五三条。
- (53) 「アメリカ統一製造物責任モデル法」一〇五条。
- (54) 梁慧星・前掲注(8)法学研究五八頁、謝邦宇ほか「民事責任」（法律出版社、一九九一）三五二頁。
- (55) 王利明・前掲注(39)侵權行為法四三二頁、張万明「建立我国產品責任法設想」『江海学刊』一九八九年二号七〇頁。
- (56) 王衛國「過失責任原則・第三次勃興」（浙江人民出版社、一九八六）一八〇頁。
- (57) 馬凌・前掲注(6)法学研究一九八五年二号四七頁。
- (58) 筆者が一九九五年に國務院法制局で行った調査で入手した「產品質量法の起草に関する研究要綱」に基づく。
- (59) 筆者が一九九五年に國務院法制局及び国家技術監督局で行った調査で入手した立法資料に基づく。
- (60) 蔡志良「論我国產品責任法的完善」『中国商業法制』一九九六年四号五頁、賀小勇「論我国『產品質量法』之完善」『法学』一九九五年六号四二頁。
- (61) 「產品質量法」の審議及び改訂の状況について、全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司・前掲注(11)実用指南一〇五頁以下を参照。
- (62) 張裕「我国產品責任立法的長処与不足」『福建論壇』一九九七年三号一九頁、蔡志良・前掲注(60)中国商業法制六頁。
- (63) 王淑煥・前掲注(10)產品質量法教程九四頁。
- (64) 賀小勇・前掲注(60)法学四二頁、馬健忠「談談產品質量法的若干問題」『法院工作研究』一九九五年一三号一六頁、孔祥俊・前掲注(5)前沿問題一〇五頁。
- (65) 全国人大常務委員会法制工作委员会經濟法室・国家技術監督局政策法規司・前掲注(11)実用指南一〇五頁。

- (66) 「部分国产家電製品「三包」規定」六条及び「部分商品修理更換退貨責任規定」三条。
- (67) 一九八八年「北京市消費者保護條例」一六条は「消費者は出展企業及び直接事業者に対して損害賠償を請求できない場合、展示即売会を主催する者及び店舗の貸貸者が連帯責任を負わなければならない」と定めている。
- (68) 「国有大中型零售商店引廠進店管理暫行弁法」二条。
- (69) 「消費者保護法」三五条。
- (70) 「民法通則」八六、八七条。
- (71) 王家福編・前掲注(7)民法債権四八頁。
- (72) 王家福編・前掲注(7)民法債権五〇頁、王利明「侵權行為法歸責原則研究」(中国政法大学出版社、一九九二)三〇八頁。
- (73) 加藤雅信「製造物責任規範とその問題点(五)」判タイムズ三八八号一〇頁、前掲注(3)製造物責任総覽二六六頁。
- (74) 椿寿夫「民法研究1」(第一法規出版社、一九八三)一九六、三九三頁。
- (75) 浦川道太郎「補充責任」『法律時報』六〇巻五号二二頁。
- (76) 史丹文ほか「産品質量責任追償制度亟待出台」『中国技術監督雜誌』一九九七年六号二二頁。
- (77) 何栄訴上海連合衛生用品会社損害賠償事件については、最高人民法院応用法学研究所編・前掲注(4)人民法院案例選一九九二年一号五〇頁参照。
- (78) 支応震訴安丘県マツチ工場及び青島送電工程公司損害賠償事件については、最高人民法院応用法学研究所編・前掲注(4)人民法院案例選一九九六年二号一〇六頁参照。
- (79) 周至県科学技术協會模範鷄養殖場訴江蘇省東台市広山獸薬会社損害賠償事件については、最高人民法院応用法学研究所編・前掲注(4)人民法院案例選一九九三年三号七三頁参照。中山県綿花栽培農家訴武漢市漢南化学工場及びその他の農薬販売者損害賠償事件については、孔祥俊・前掲注(38)消費者權益的法律保護指南一九三頁参照。